

この冬の「節電要請」と「対応状況」（日本）

1. この冬の電力需給は？

今年の夏は、原発停止による電力不足の影響から、政府は東京電力・東北電力管内の大口需要家に対して、15%の電力使用制限令を定めました。点検対象の原発の多くが、今も再稼働のメドが立たないなか、原発依存度の高い西日本を中心に、この冬も電力需給がひっ迫する可能性が指摘されていました。

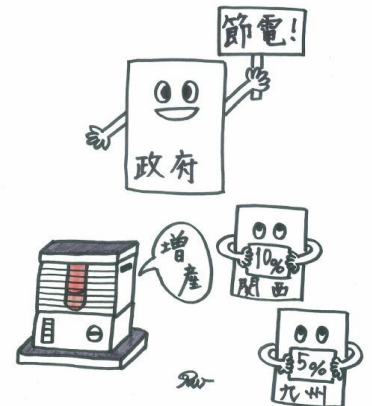
2. 最近の動向

政府はこの冬、「関西地区の企業には前年同月比10%以上、九州地区の企業には同5%以上の節電要請」を行うことを決めました。

今年の夏のような強制力は無く、あくまでも国が定める目標です。そして、具体的な数値目標を示すのは、関西地区と九州地区のみで、そのほかの地区には、自主的な節電対応を呼びかけます。

電力の安定供給のためには、供給量から需要量を差し引いた残りが、最大電力需要に占める割合、つまり「予備率」で、通常は8%、最低でも3%必要とされています。

政府の試算結果によれば、西日本全体で、年明けの1月、2月とも、この「予備率」が1%弱になると見られ、今回の要請となりました。なお、東日本全体の「予備率」は東北地区を加えても、4%台を維持できる見込みです。



3. 今後の展開

政府はこの冬、今年の夏のような厳しい節電対応を、企業に求める必要はないと見込んでいます。また、自治体などが企業に節電を要請する際には、工場などの節電負担を和らげ、オフィスの負担する割合を引き上げることなどを認める方針です。これは、生産活動の低下を防ぎ、景気に対するマイナスの影響を極力避けるための工夫です。

また、一般家庭で節電対策が着々と進んでいることも心強い動きです。この冬は、灯油を使った暖房器具を早い時期から用意する家庭が急増。石油ストーブの大手メーカーは、前年比で5割程度の増産体制をとっていますが、今の時期から需要に供給が追い付いていない状況です。

節電は国全体で取り組む課題です。企業と個人がそれぞれの立場で、しっかりと節電に備えることが、「震災復興のペース維持」と「日本の安定成長」を可能にするのです。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年10月27日【デイリー No.1,116】最近の指標から見る日本経済(2011年9月)

2011年10月19日【キーワード No.688】この冬の「電力需給対策」(日本)

★本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ★

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものであり、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社